

7 太情個審査第 27 号

令和 8 年 1 月 26 日

太宰府市教育委員会
教育長 井上 和信 様
(教育部学校教育課)

太宰府市情報公開・個人情報保護審査会
会長 芳賀 由紀子

答申書の更正について (通知)

令和 8 年 1 月 13 日付け答申 (7 太情個審査第 26 号) について、別紙の正誤表のとおり
更正をしましたので、通知します。

なお、本更正は、答申の結論及び理由を実質的に変更するものではありません。

(別紙)

正誤表

令和 8 年 1 月 13 日付け、7 太情個審査第 26 号の答申書の記載内容に、以下のとおり誤りがありましたので、更正いたします。

該当箇所	誤	正
P.1 (16 行目)	太宰府市教育委員会（以下「実施機関」という。）が <u>令和 7 年 10 月 7 日付け 7 太教学第 2259 号</u> で行った行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）の判断は妥当ではない。	太宰府市教育委員会（以下「実施機関」という。）が <u>令和 7 年 10 月 10 日付け 7 太教学第 2259 号</u> で行った行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）の判断は妥当ではない。
P.1 (32 行目)	実施機関は、 <u>令和 7 年 10 月 7 日付け 7 太教学第 2259 号</u> 通知において、審査請求人に対し、本件開示請求にかかる行政文書について、質疑応答の部分が情報公開条例第 10 条第 4 号に該当し、その理由を「検討中に関する情報であり、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。」として、本件処分を行った。	実施機関は、 <u>令和 7 年 10 月 10 日付け 7 太教学第 2259 号</u> 通知において、審査請求人に対し、本件開示請求にかかる行政文書について、質疑応答の部分が情報公開条例第 10 条第 4 号に該当し、その理由を「検討中に関する情報であり、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。」として、本件処分を行った。

令和 8 年 1 月 13 日

太宰府市教育委員会
教育長 井上 和信 様

太宰府市情報公開・個人情報保護審査会
会長 芳賀 由紀子

答申書

太宰府市情報公開条例（平成 9 年条例第 4 号。以下「情報公開条例」という。）第 13 条第 4 項の規定に基づき、令和 7 年 11 月 13 日付け 7 太教学第 2586 号により諮問を受けました件について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり答申します。

1 審査会の結論

太宰府市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和 7 年 10 月 7 日付け 7 太教学第 2259 号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）の判断は妥当ではない。

2 審査請求の趣旨及び経過

（1）審査請求の趣旨

令和 7 年 9 月 29 日付けで審査請求人が行った行政文書開示請求に対し、実施機関が行った本件処分において不開示とした部分の開示を求める審査請求を行ったものである。

（2）審査請求の経過

① 行政文書開示請求

審査請求人は、令和 7 年 9 月 29 日、実施機関に対し、情報公開条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、「本年 8 月に開催された第 1 回部活動改革会議の議事録」の行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

② 行政文書の部分開示決定

実施機関は、令和 7 年 10 月 7 日付け 7 太教学第 2259 号通知において、審査請求人に対し、本件開示請求にかかる行政文書について、質疑応答の部分が情報公開条例第 10 条第 4 号に該当し、その理由を「検討中に関する情報であり、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。」として、本件処分を行った。

③ 審査請求

審査請求人は本件処分に対し、令和 7 年 10 月 30 日、実施機関に不開示部分の開示を求めるとして、情報公開条例第 13 条第 1 項の規定に基づき審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、令和7年10月30日付けの審査請求書、令和7年11月18日付けの反論書及び同年12月5日の口頭意見陳述において、次のように主張している。

実施機関は、「本件不開示部分は、会議報告書中、太宰府市部活動改革会議における質疑応答部分である。この会議報告書の中でも質疑応答部分は、地域展開を進めるにあたっての課題や方向性など意思形成過程の記録であり、公開することで今後の活発な議論の妨げとなるおそれがあること、また、検討中に関する情報であり、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、部分開示処分とすることが適当である」と主張する。

しかしながら、実施機関が本件処分の理由として「（質疑応答部分を）公開することで今後の活発な議論の妨げとなるおそれがあること」をあげているが、情報公開条例第10条第4号の不開示理由にそのような理由はない。

また、実施機関は、質疑応答部分を不開示としたもう一つの理由として、「（質疑応答部分は）検討中に関する情報であり、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある」ことをあげている。

しかしながら、不開示情報がなぜ不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるのかについて具体的に何ひとつ説明しておらず、不開示理由の妥当性が判断できない。実施機関の行政行為には重大かつ明白な瑕疵があるといわざるをえない。

以上、実施機関の本件処分には理由がないので、不開示部分の開示を求める。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関は、令和7年11月13日付け7太教学第2586号の弁明書及び同年12月5日の口頭意見陳述において、次のように主張している。

（1）本件処分の内容

令和7年9月29日に審査請求人が開示請求を行った「本年8月に開催された第1回太宰府市部活動改革会議の議事録」について、「令和7年度第1回太宰府市部活動改革会議について（報告）」（以下「会議報告書」という。）を特定した。

会議報告書は、行政文書開示請求時点で意思形成過程にある部活動地域展開に関する記録となっており、検討中に関する情報であり、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、情報公開条例第10条第4号に該当するとして、本件処分を行った。

（2）本件処分の理由

本件不開示部分は、会議報告書中、太宰府市部活動改革会議における質疑応答部分である。この会議報告書の中でも質疑応答部分は、地域展開を進めるにあたっての課題や方向性など意思形成過程の記録であり、公開することで今後の活発な議論の妨げとなるおそれがある。また、検討中に関する情報であり、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、本件処分を行ったものである。

なお、文部科学省スポーツ庁が開催した「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめに示されている令和5年度から令和7年度の期間は改革推進期間となっており、本市においても部活動改革会議にて部活動地域展

開に向けた方向性を協議している。

部活動改革会議は、今後の中学校部活動の在り方及び地域展開について、本市の中学生が学校部活動としてだけでなく、地域におけるスポーツ・文化芸術に親しむことができる環境づくりとその取り組みを推進することを目的として、以下のことを所掌事務としている。

- (1) 中学校部活動の在り方に関すること。
- (2) 中学校の地域におけるスポーツ・文化芸術活動に関すること。
- (3) その他、中学校部活動改革会議の目的を達成するために必要なこと。

なお、部活動改革会議の意見や協議内容を参考に本市が実施方針を確定した後は、会議報告書の公開を行うことが可能であると考えるが、現時点ではその時期を特定することが困難であるため、開示時期を示すことはできない。

5 審査会の判断

(1) 審査の対象

本件審査請求の対象は、会議報告書のうち、情報公開条例第10条第4号に該当することを理由として不開示となった質疑応答部分である。

(2) 情報公開条例の規定について

情報公開条例第1条は、目的について、「この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、市の保有する情報の公開に必要な事項を定め、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政への市民参画を促進し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって開かれた市政の一層の推進に寄与することを目的とする。」と定めている。

また、情報公開条例第3条は、実施機関の責務について、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、市民の知る権利を十分に尊重し、行政文書の開示の求めに積極的に応えるよう努めるとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」と定めている。

情報公開条例第10条は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときを除き、当該行政文書を開示しなければならない。」と定め、同条第4号で、開示義務から除かれる情報として、「市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び太宰府市土地開発公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」と定めている。

情報公開条例第10条は、事務事業に関する情報につき、開示を原則としたうえで、事務事業の公正かつ適切な執行を確保するため、各号で例外として、開示することにより公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのある情報を不開示とすることを定めている。

(3) 争点

本件は、会議報告書の質疑応答の部分が、情報公開条例第10条第4号に該当するか

どうか争点となっている。実施機関は、情報公開条例第10条第4号のうち「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」及び「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」を理由としてあげている。

情報公開条例第10条第4号の趣旨であるが、行政内部で行われる審議等の意思形成過程における情報の中には、未成熟あるいは事実関係の確認が不十分な情報が含まれている場合があり、これらの情報をそのまま開示すると、市民の誤解や憶測を招くおそれ又は特定の者に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれなどがあることから、審議・検討等の不開示情報としての要件を定めたものである（太宰府市の「情報公開制度運用の手引」45頁）。この解釈にあたっては、情報公開条例のうち第1条（目的）が市民の知る権利の尊重等を定めていること、第3条が市民の情報公開の求めに積極的に応えるよう、解釈、運用すべきことを実施機関の責務として定めていること、第10条が事務事業情報の公開を原則とし同条第4号は例外として規定されていること等に照らすと、同号の「おそれ」の判断にあたっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるものと解され、会議報告書の質疑応答部分の開示によって、その事態を招致する具体的な可能性が客観的に認められる場合でなければならないと解される。

- （４）「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」に該当するか

情報公開条例第10条第4号は「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」がある情報を不開示とできる旨定めているが、これは外部からの圧力や干渉等の影響を受けることで、適正な意思決定手続ができなくなる事態を保護するものである（太宰府市の「情報公開制度運用の手引」45頁）。

会議報告書の質疑応答部分が「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」に該当するか否かを検討するに、まず、会議報告書の質疑応答部分は、一言一句の記録ではなく、内容が要約され簡潔に記載されたものとなっている。また、外部の人間からは、誰が質問したのか、誰が答えたのか特定できない形で記載されている。たしかに、会議における出席者の質疑応答のすべての内容が一言一句そのままの形で公開されれば、今後の同種の会議において、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれる可能性は否めないが、本件における会議報告書に記載された質疑応答部分は、誰が質問したのか、誰が答えたのか特定できない形で、しかも、一言一句の記録ではなく、内容が簡潔に短く要約された形の記載となっており、これらの事実には照らせば、当該部分を公開したとしても、特定の個人が外部から直接的な批判や圧力を受けるリスクは極めて低く、また、議論のプロセスが歪められたり、今後の自由な意見表明が萎縮したりするほどの具体的な支障が生じるとは認めがたい。実施機関は「会議報告書の中でも質疑応答部分は、地域展開を進めるにあたっての課題や方向性など意思形成過程の記録であり、公開することで今後の活発な議論の妨げとなるおそれがある。」と主張しているが、理由は抽象的に過ぎず、その事態を招致する具体的な可能性が客観的に認められる事実までは見受けられなかった。よって、会議報告書

の質疑応答の部分は「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があるとは認められない。

- (5) 「公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの」に該当するか

情報公開条例第10条第4号は「公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの」がある情報を不開示とできる旨定めているが、太宰府市の「情報公開制度運用の手引」45頁によれば、「公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる市民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

当該事由に該当するか否かを判断するためには、それぞれの質疑応答部分ごとに検討する必要があるため、会議報告書の質疑応答部分について、黒塗りになっている箇所は10箇所あるが（質疑と応答をセットで1つと考える）、質疑応答部分の上から「黒塗り①」「黒塗り②」という形で「黒塗り⑩」まで特定し、それぞれについて検討する。

① 「黒塗り①」について

「黒塗り①」は、会議の事務的な事実の確認と今後の事務的な取り扱いについての要望を内容とするものである。当該情報を公にすることで、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせる具体的な可能性が客観的に認められるとは考え難い。

② 「黒塗り②」について

「黒塗り②」は、会議報告書の開示部分の中に既に記載がある事柄についての事実確認を内容とするものであり、当該情報を公にすることで、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせる具体的な可能性が客観的に認められるとは考え難い。

③ 「黒塗り③」について

「黒塗り③」は、会議報告書の開示部分の中に既に記載がある項目について、全国的な現状及び一般的な説明を行ったものである。当該情報を公にすることで、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせる具体的な可能性が客観的に認められるとは考え難い。

④ 「黒塗り④」

「黒塗り④」は、会議報告書の開示部分の中に既に記載がある項目についての事実確認を内容とするものであり、内容的に会議報告書の開示部分よりも具体的に説明された形になっている箇所が見受けられるものの、その内容は、すでに開示された会議報告書の中にある事柄に対する「説明」や「補足」ともいえ、全く根拠のない未成熟な情報や、事実確認を欠いた情報とは言い難い。よって、当該情報を公にすることで、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせる具体的な可能性が客観的に認められるとは考え難い。

⑤ 「黒塗り⑤」

「黒塗り⑤」は、単に会議報告書の開示部分で示された近隣自治体の成功事例を示し一般論を述べたに過ぎず、当該情報を公にすることで、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせる具体的な可能性が客観的に認められるとは考え難い。

⑥ 「黒塗り⑥」

「黒塗り⑥」は、会議報告書の開示部分の中に既に記載がある事柄についての事実確認を内容とするものであり、会議報告書の開示部分より具体的に説明された形になっている箇所が見受けられるが、その内容は部活動の地域移行の際の懸念点として既に一般的に言われている事柄に過ぎず太宰府市特有の目新しいものではない。よって、当該情報を公にすることで、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせる具体的な可能性が客観的に認められるとは考え難い。

⑦ 「黒塗り⑦」

「黒塗り⑦」は、会議報告書の開示部分に既に記載がある事柄についてまとめたものにすぎず、内容的に会議報告書の開示部分より具体的に説明された部分もあるが、既に会議報告書で開示された情報と大きく異なることはない。そして、その内容も全く根拠のない未成熟な情報や、事実確認を欠いた情報とは言い難い。よって、当該情報を公にすることで、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせる具体的な可能性が客観的に認められるとは考え難い。

⑧ 「黒塗り⑧」

「黒塗り⑧」は、会議報告書の開示部分に既に記載がある事柄について事実確認を内容とするものであり、内容的に会議報告書の開示部分より具体的に説明された形になっている箇所が見受けられるものの、その内容は、既に開示された会議報告書の中にある事柄に対する「説明」や「補足」ともいえ、全く根拠のない未成熟な情報や、事実確認を欠いた情報とは言い難い。よって、当該情報を公にすることにより、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせる具体的な可能性が客観的に認められるとは考え難い。

⑨ 「黒塗り⑨」

「黒塗り⑨」は、今後の議論の進め方について例を出して説明したものであり、当該情報を公にすることで、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせる具体的な可能性が客観的に認められるとは考え難い。

⑩ 「黒塗り⑩」

「黒塗り⑩」は、会議報告書の開示部分の中に既に記載がある内容について重要なポイントについてまとめたものにすぎず、当該情報を公にすることで、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせる具体的な可能性が客観的に認められるとは考え難い。

以上のことから、会議報告書の質疑応答部分の「黒塗り①」ないし「黒塗り⑩」

はいずれも「公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」があるとは認められない。この点、実施機関は「検討中に関する情報であり、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある」と主張し、口頭意見陳述においては「親子ともに不安を感じている中、不確定な一部の情報が出ることによって混乱を生じさせる」「太宰府市に子どもの親から電話での問い合わせがくることが考えられる」等主張しているが、「黒塗り①」ないし「黒塗り⑩」の内容は、その大部分が既に関示された会議報告書の項目や事柄について説明や補足をしたものであり、また、その内容も全く根拠のない未成熟な情報や事実確認を欠いた情報とは言いがたいことから、実施機関の主張は単なる確率的な可能性を示しているにすぎず、その事態を招致する具体的な可能性が客観的に認められる事実の主張まではなされていないものとする。よって、情報公開条例第10条第4号該当性は否定されるべきである。

(6) まとめ・結論

以上のことから、本件不開示部分の会議報告書の質疑応答部分は、情報公開条例第10条第4号に該当せず、開示すべきであると判断した。

6 審査会における審査請求の処理の経過

審査会は、本件審査要請（諮問）について、次のように審査を行った。

令和7年11月23日 第1回審査会（審議）

令和7年12月5日 第2回審査会（口頭意見陳述、審議）